

建物等の建築計画時における道水路敷及び 河川敷の境界確認について（お願い）

川崎市では、道水路敷及び河川敷（以下、「道水路敷等」という。）の適正管理を行うため、専門的な部署を設置するなどして不法占拠対策事業を推進しております。

しかしながら、建築時における境界標の破損や亡失等の起因により、道水路敷等（機能を喪失している道水路敷も含まれます。）へ越境する物件が増えており、結果として建築主又は購入者が多額の費用を投じて不法占拠物件を撤去しなければならない事態が生じています。

このため、新たな不法占拠物件が生じることのないよう、建物等の建築を計画する際には、「公図」及び「道水路台帳平面図」等により道水路敷等との境界位置を御確認していただき、建築工事の施工に際しては、境界標の破損・位置の変動が無いよう御協力をお願いいたします。

なお、道水路敷等の境界標を一時撤去する工事及び境界標の位置に変動が生じる可能性のある工事は、境界標の保全について手続きが必要となりますので、建設緑政局管理課又は各区役所道路公園センターにお問い合わせください。

事例 建物が道路上に越境しているもの



（道水路台帳平面図）

【問合せ先】

★道水路敷等の境界位置の確認及び境界標の保全に関すること

建設緑政局道路管理部管理課（044）200-2816 高津区役所道路公園センター（044）833-1221

川崎区役所道路公園センター（044）244-3206 宮前区役所道路公園センター（044）877-1661

幸 区役所道路公園センター（044）544-5500 多摩区役所道路公園センター（044）946-0044

中原区役所道路公園センター（044）788-2311 麻生区役所道路公園センター（044）954-0505

★道水路敷等の不法占拠全般に関すること

建設緑政局道路管理部路政課（044）200-2907